２０１７年１月２０日発行

村尾光子の 下野市議会報告（第45号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成28年第4回定例会(11月30日～12月14日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

〇報告(1件)
・専決処分事件(損害賠償:大雨時、球場法面崩壊、土砂流失)

〇H28年度会計補正予算(5会計)
・一般会計 ・国保会計 ・公共下水道事業会計
・農業集落排水事業会計 ・水道事業会計

〇条例制定(2件)
・都市農村交流施設設置及び管理条例
・石橋地区都市農村交流事業分担金条例

〇条例改正(8件)
・市税条例 ・都市計画税条例 ・国保税条例 ·証人等実費弁償条例 ・水道事業設置条例 ・議会議員報酬等条例 ・市長等の給与等条例 ・職員給与条例

〇条例廃止(1件)
・物産館条例

〇その他(4件)
・指定管理者の指定(3件)：きらら館、駐輪場、図書館
・土地の取得(山林、大松山運動公園拡張用地)

〇請願·陳情(2件)
・市指定ごみ袋導入に関する陳情(導入反対の主旨)
⟹ 採択 (賛成15、反対2)

〇発議(1件)
・「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」の提出について ⟹ 採択 (賛成14、反対3)

■一般質問：7議員が質しました。

平成29年第1回定例会は2月28日(火)開会予定

皆様 健やかに新年を迎えられたでしょうか。
生活環境は人それぞれ変わっていくでしょうが、ご健康で！
アメリカ次期大統領トランプ氏の言葉にはハラハラさせられます。民主主義が堅持されますように祈るのみです。

昨年参加した韓国スタディツアーの余韻が残っています。韓国の人々の熱い気質は政治を変えていくエネルギーを持ち、政治家にお任せではなく、市民も行動し政治家をも動かす社会なんだ、と感じ入っています。自ら獲得した民主主義への想いは私たち日本人より強いのでしょう。私たちも学ぶべき姿勢だと思います。

下野市の水道水について、関心を持つ方々が「下野市の水道水を考える市民ネットワーク」を設立し、学習会や他市町の団体と連携した活動等をしていくことになりました。どうぞご一緒に。
(連絡先：事務局 TEL：0285-44-6891)
また、平地林の保全と活用の観点から、県の「元気な森づくり事業」として、市民と行政の協働で薬師寺地区の通称地蔵山を整備していきます。自然観察や野外活動の場づくりを目指します。一緒に活動する仲間を募集中。ご参加を！(連絡先：しもつけ環境市民会議事務局(環境課) TEL：0285-32-8898)



議会報告と意見交換会



2月5日(日)13:30～15:30
グリーンタウン·ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 研修室1
報告：村尾光子
どなたでもお気軽にお出かけください

■都市農村交流施設設置及び管理に関する条例、石橋地区都市農村交流施設整備事業分担金条例を制定

石橋南部圃場整備地内に整備を進めている都市農村交流施設に関する条例を定めた。

名称･位置	石橋地区都市農村交流施設 中大領 687 番地　(すがた川霊園北隣)
施設	交流棟(加工施設、直売施設、軽食施設) 集会棟(研修室、調理室) 広場及び公園、駐車場
開業時間	規則で定める(交流棟 9:00 ～ 18:00 、集会棟 9:00 ～ 21:00 の予定)
休業日	毎月第 1 、第 3 水曜日
占用的利用	予め市長の許可を得る
使用料 (前納する、減免規定あり)	加工施設･直売施設･軽食施設 {(建築額＋消費税額)× 0.08}＋{(土地購入額＋整備額)× 0.05 ×利用面積／建築面積}
	研修室(大) 800 円 研修室(小) 300 円 調理室　1,500 円 4 時間 教授料徴収、販売の場合は 2 倍額

○指定管理者に管理を行わせることができる。
現在、会員 77 名で企業組合設立準備中の地元組織を指定する予定。

○交流棟(加工施設･直売施設･軽食施設)の使用料は年間約 1200 万円の見込み。光熱水費･警備保障費は別。当面は交流棟の使用料は全額免除する。

○研修室･調理室の使用料は「道の駅しもつけ」と同様に消費税内税方式となっているが、税率引き上げ時に、公民館･スポーツ施設と同様に外税方式とすることを検討する。

○石橋地区都市農村交流施設の整備事業に分担金を徴収する。

交流棟は民設民営、集会棟は公設民営と予定していた。交流棟も公設としたのでこの部分の「特に利益を受ける者」である地元組織と協議の上、整備費に係る分担金を徴収する。

分担金の額：整備に要する経費のうち、国･県補助金の額を除いた額の範囲内において、市長の定めた額
(約 1,600 万円、H29 年度に一括納入される予定)

国道352号線沿いに新たに「道の駅」類似の施設ができる。用地費3873万9900万円、建設費4億432万円、設計･外構工事費1億5032万円。集客できるかが課題、経済建設常任委員会の審査ではPR方法について活発に意見が出されていた。H29年度オープン予定。

■水道事業の設置等に関する条例を改正
― 水道事業の変更認可申請のため ―

創設認可事業が終了するため、事業の変更を申請する。

	現　行	改正後
給水人口	6 万 5053 人	5万8200人
1 日最大給水量	2 万 6701 m³	2万3800m³

※給水人口は市人口ビジョンより算出。1 日最大給水量は過去 5 年間の 1 日最大給水量から今後 10 年間の人口減を勘案した。

■市税条例を一部改正　地方税法が改正されたため

【主な改正点】

○医療費控除の特例追加(スイッチ OTC 薬控除)

H30 ～ H34 年度までの個人市民税に限り、**健康保持推進及び疾病予防の取組み(注1)を行った人は**、現行の医療費控除かスイッチ OTC 薬(注 2)控除のいずれかを選択できる。

スイッチOTC薬控除：特定一般用医薬品等(スイッチ OTC 薬)購入費が 12,000 円超える部分の金額(上限 88,000 円)を、その年分の総所得額から控除する。この控除を受ける場合は現行の医療費控除は受けられない。

これはセルフメディケーション推進策。
セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と世界保健機関(WHO)で定義されている。
(注 1)**健康の維持増進･疾病予防の取組**：特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん健診
(注 2)**スイッチOTC医薬品**：要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。いわゆるカウンター越し(over the counter)で売買される市販薬。かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫･たむし用薬、肩こり･腰痛･関節痛の貼付薬など、H28 年 10 月時点で 1525 品目が対象。
(厚労省 HP で公表している)
※所得税控除は **H29 年 1 月 1 日から 5 年間**
(参考：厚労省ホームページ)

以下は H29 年 4 月 1 日施行

○地域決定型地方税制特例措置追加(わがまち特例)

･再生可能エネルギー発電設備
太陽光、風力発電設備　税率 2/3 で課税
水力、地熱、バイオマス発電設備　1/2 で課税
･立地適正化計画により認定事業者が公共施設等に供する家屋、償却資産　4/5 で課税
(都市計画税も同様に軽減する)

○軽自動車税のグリーン化特例の1年延長

エネルギー消費効率･排出ガス性能が優れた新車　税率 1/2

■水道ビジョン及び水道事業経営戦略策定の業務委託は 3 年間の継続事業で (水道会計補正予算)

委託費総額	5375万3千円		
年　度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
金額(千円)	598 万 0	2388 万 9	2389 万 0

【委託業務内容】

(1)水道施設整備基本計画の策定業務
水道事業を行う上で必要となる現状把握と、それに基づいた水道施設の統廃合･改良･更新等、今後取り組む事業を取りまとめた施設整備基本計画の策定業務

(2)アセットマネジメント(資産管理)の実施業務
「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き」(厚労省健康局)に準じ、資産管理の現状把握、問題点･課題等を

整理し、水道ビジョン作成に向けた検討材料のとりまとめを行う。対象となる水道施設は土木・建築構造物、電気・機械設備及び管路。

(3)水安全計画の策定業務

「水道安全計画ガイドライン」(厚労省健康局)に基づき必要な事項を検討して策定する。

(4)下野市水道ビジョンの策定業務

「新水道ビジョン」及び「水道ビジョン作成の手引き」(厚労省健康局)に基づき必要な事項を検討して策定する。

①水道事業の現状評価及び課題の検討：安全面、強靱面、持続面別に下野市水道事業の現状を評価し、課題を整理。評価はガイドラインに示される業務指標等を算出して行う。②将来の事業環境の検討、③水道の理想像と目標設定：新水道ビジョンに示されている理想像を踏まえ、安全・強靱・持続の観点から本市水道ビジョンの基本理念、基本方針を検討、理想像の実現に向け、計画期間を 10 年程度として各施設ごとに目標を検討する、④実施方策の検討、⑤水道ビジョンのとりまとめ

(5)水道事業経営戦略の策定業務

「公営企業の経営に当たっての留意事項」及び「経営戦略策定ガイドライン」(総務省自治財政局)に基づき必要な事項を検討して策定。

①水道事業の現状と将来見通し：施設更新等の投資、財政及び効率化・経営健全化等の視点から現状を評価、課題整理、将来の事業環境について、給水人口・水需要の予測、料金収入の見通し、施設老朽化、能力の見通し、組織の見通しを検討、②経営戦略の基本理念の目標設定、③効率化、経営健全化等の取り組み、④投資・財政計画：適正料金水準(供給単価)についても検討する、⑤経営戦略の事後検証・更新等：事後検証については進捗状況の評価の方法・時期、フィードバックの方法・時期等を設定する、⑥水道事業経営戦略の取りまとめ

経済建設常任委員会では、かなりの時間をかけて詳細に審議がなされた。主な論点と執行部の説明は次のようだった。

①業務委託費額の妥当性⟹ 県内には 5 項目すべてを一括して策定業務委託の例はあまりない。他市の落札額、那須塩原市(H26 ～ 28、業務委託 2 件) 9979 万円、足利市(H27 ～ 28、基本計画・水道ビジョンのみ)2543 万円。

②計画策定の業務委託は下野市独自の計画になり得るのか⟹ 市は旧町時代のものを 1 つにまとめる作業を進めている。委託業者は主に現地調査やデータ収集を行い、市と協議し、基本的方針は市が示す。専門性が高い部分をコンサルタントに委託する。

③水道ビジョンに「表流水」を入れるのか⟹ 旧石橋町・旧国分寺町では計 5000 m^3/日の表流水を要望していた。市は数値は示していないが、県は 8400 m^3 としている。ビジョンには「表流水」という言葉は外せない。「利用する」か、「将来に向けて検討する」か等の表現については、現段階では分からない。

栃木県水道ビジョン(H27年3月策定、目標H47年度)では、思川表流水を水源とする県南地域広域的水道事業はH42年から広域化(稼働)するスケジュールだ。市水道ビジョンは計画期間を10年としてH30年度策定予定のようだ。まだ関係市町の合意形成には至っていないが、この期間には、広域的水道事業施設整備が始まるのでは?

■自転車駐車場、きらら館、市立図書館3館の指定管理者を指定

●石橋駅・小金井駅・自治医大駅の自転車駐車場

団体名称：公益社団法人　下野市シルバー人材センター

指定期間：H29 年 4 月 1 日～ H32 年 3 月 31 日

指定管理業務委託費限度額　8410 万円(3 年間)

※シルバー人材センターは H23 年度より指定管理者として問題なく運営してきた実績により、公募せずに指定した。

●下野市保健福祉センターきらら館

団体名称：ALSOK 北関東綜合警備保障・ビッグツリー共同事業体

指定期間：H29 年 4 月 1 ～ H34 年 3 月 31 日日

指定管理業務委託費限度額：2 億 8500 万円(5 年間)

※公募に 2 社が応募。維持管理基本方針の一つに「健康増進施設及び指定運動療法施設として、厚労省の健康増進施設認定制度の活用を図り、利用者へのサービス向上に努めること」が盛り込まれている。**管理運営するのは保健センター、こばと園(旧事務室)、デイサービスきらら、2 階倉庫を除く部分**。サービス向上、管理運営の効率化により収益向上や経費節減が期待できる。

●石橋・国分寺・南河内図書館

団体名称：図書館流通センター・大高商事・藤井産業共同事業体

指定期間：H29 年 4 月 1 日～ H34 年 3 月 31 日

指定管理業務委託費限度額：4 億円(5 年間)

※公募には過去 4 年間の指定管理者の1事業体のみ応募。職員は石橋図書館に統括責任者、3 館にそれぞれ管理責任者・業務責任者をおき、合計 18 名でローテーション管理を行う。石橋図書館には基幹業務を担う市職員が常駐する。

○村尾は直営館を残すべきと考えるので、賛成しなかった。

■大松山運動公園拡張整備用地を取得

所在地	石橋字下ノ原の山林(石橋図書館東側)
面積	13,247.77 m^2
取得価格	1 億 4042 万 6361 万円

※ H28 年度に実施した埋蔵文化財調査では、18 件の住居跡を確認した。調査し記録を残す。

※拡張用地取得は今回で完了。

総取得面積 61,673 m^2、取得価格 4 億 2151 万 3264 円

整備完成予定　H32 年 3 月

■物産館条例を廃止

天平の丘公園に設置されている物産館「淡墨亭」は利用を希望する団体・事業者がないので、物産館としての機能を廃止する。今後は都市公園施設として編入手続きをする。

現在、各種イベントの本部、天平の丘公園の管理施設として利用している。この形態を継続する。

■一般会計補正予算

6 億 5591 万円を追加、予算総額 265 億 7265 万 4 千円に

国の第 2 次補正予算により学校施設環境改善交付金、社会資本整備交付金が決定したことなどによる。

【主な歳入】　（1 万円未満切り捨て）

- ○国庫支出金　2 億 2414 万円
- ○県支出金　1 億 5732 万円
- ○寄附金　3 万円
- ○財政調整基金繰入金　8000 万円
- ○市債　1 億 9390 万円

事業費確定により合併特例債　△ 1 億 1680 万円
学校教育施設整備事業債　3 億 2150 万円

【主な歳出】

○特殊詐欺撃退機器購入費　20 万円

H28 年度 20 台購入、H29 年度に 80 台購入予定
貸与対象者:市内居住の 65 歳以上世帯または日中 65 歳以上のみ世帯。2 月に募集する。

○障がい児・者扶助費　2985 万円

○民間保育園 ICT 化推進補助金　640 万円

○栃木県食物アレルギー対応給食提供事業補助　151 万円

○南河内児童館改修工事設計業務委託　234 万円

屋根・外壁改修、空調設備更新。施工は 29 年度。
現在入居している「みなみかわち包括支援センター」は、4 月 1 日より「社会福祉法人あんず」に業務委託し「特養老人ホームにらがわの郷」施設内に移転する。空きスペースは生活支援コーディネーター 4 人の活動拠点、認知症カフェ、児童館イベント会場などに活用する。

○市営墓地管理事業償還金追加　128 万円

永代供養墓地等へ移転する件数が見込みより増加

○元気な森づくり推進事業費補助金　83 万円

児山城址周辺(1.1ha)と薬師寺地蔵山(0.83ha)の平地林を整備する 2 団体へ補助する(2 年間)。原資は県民税

○まちなか商店リフォーム事業(追加)　357 万円

○消防器具置場建設事業　△ 2688 万円

国分寺地区消防団は「2 分団・7 部」で構成されているが、「3 分団・6 部」に再編するため、予定していた第 7 分団第 3 部の器具置場建設を見送る。

○国分寺東小トイレ改修事業　6482 万円

○南河内中大規模改修事業　3 億 2403 万円

1 期工事として昇降口東側を改修、その後西側実施。
総事業費 5 億 5000 万円の見込み。

○東の飛鳥プロモーション事業　215 万円

拡張現実・仮想現実 PR コンテンツを作成する。

○南河内東体育館耐震補強・改修事業　8119 万円

■職員給料を平均 0.2 %引上げ、期末手当は 0.1 か月分引上げ、特別職・議会議員も

人事院勧告、一般職・特別職職員の給与に関する法律改正に準じて、条例を改正した。

【改正点】　①と②は H28 年 4 月 1 日に遡及して施行

①給料表：平均0.2%引上げ

・民間との較差を踏まえ、400 円を基本に改定
・初任給は 1500 円、若年層についても同程度引上げ

②賞与：0.1か月分引上げ

	現行支給月数	改正後支給月数
市長等・議会議員	3.15	3.25
一般職員	4.2	4.3
再任用職員	2.2	2.25

※一般職員・再任用職員の引上げ分は勤勉手当に配分。

地方公務員法改正により H28 年度より人事評価の実施が義務づけられ、任命権者は人事評価を任用、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。

下野市では H27 年度より挑戦加点方式人事評価を試行、28 年度より本格実施している。

個人またはグループは難易度の高い目標を設定・提出、審査会で採否決定、実績報告に基づき達成度評価、評価結果の全職員への公表、勤勉手当に反映、の流れで実施。

H27 年度 挑戦加点目標設定シート提出は 9 件、うち採用は 3 件、評価結果は H29 年度の勤勉手当に反映される。

難易度と達成度から評価し、勤勉手当は 103 ～ 110 %の支給となる。勤勉手当予算の範囲内での加算なので、減額となる場合もあり、勤務成績が良好でない人は 90 %となる。H28 年度の挑戦加点目標設定シート提出は 9 件、うち採用となったのは 2 件だった。　（資料提供:総務人事課）

③扶養手当　― H29 年 4 月より段階的に改定―

・配偶者手当額を他の扶養親族と同額までに減額
　（13,000 円 ⟹ 6,500 円）:減額となる職員 81 人
・上記により得られる原資を子の扶養手当に配分
　（6,500 円 ⟹ 10,000 円）:増額となる職員 195 人

《今回の改正に要する財源》
給料引上げ分: 290 万円、賞与引上げ分: 1730 万円
扶養手当分:差引 16 万円

議員報酬の期末手当率引上げには、常勤ではないのに期末手当?という後ろめたい気持ちがある。むしろ、期末手当を廃止して使途が制限される政務活動費に振り替えたら、と思う。しかし、12月の議会活性化特別委員会では、今任期中には政務活動費支給の制度化はしないことになった。主張しにくく、賛成した。我ながら不甲斐ないこと・・・。

最終日の議員提案「地方議員の厚生年金加入を求める意見書提出(案)」には賛成せず。市の財政負担を求めることになる

《市議会主催講演会のご案内》

歴史文化で地域活性化

～ 日本を元気に ～

2月4日(土) 午後1時30分　開演
会場：下野市役所3階 会議室

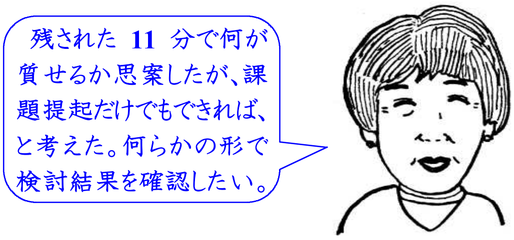
講師:歴史プロデューサー　早川知佐（はやかわちさ）さん

入場無料・事前申込み不要です

問い合わせ先:議会事務局(TEL 32-8914)



村尾光子の 一般質問



学校給食費の公会計化を求める

義務教育である小中学校の学校給食は教育の一環でもある。しかし、食材費として徴収される給食費は市の公の会計ではなく、校長名で学校ごとに徴収され支出されている。給食センターから配食を受けている学校は、徴収金は給食センターに集められ、給食センターが支出している。学校設置者の責任のもと会計処理をするように、会計のあり方を質した。

(1)下野市における学校給食費の未納率、未納額の割合は、平成25年5月の時点で全国平均より低位にあると報告されているが、その後どのように推移しているのか。未納となった理由は何か。消滅時効の例はあるか。

【池澤教育長】H25 年に文部科学省が実施した学校給食費徴収状況調査の結果によると、全国平均では未納者率は約 0.9 %、未納額率は約 0.5 %であり、下野市では未納者率は 0.39 %、未納額率は 0.27 %と全国平均より低い水準であった。

この 3 カ年の経過は以下の通り。

	未納者率(%)	未納額率(%)
H25 年	0.39 (0.9)	0.27 (0.5)
H26 年	0.19	0.12
H27 年	0.20	0.14
H28 年	0.20	0.12

(全国平均)

H28 年 5 月末現在の未納者数は 10 人、未納額は 31 万 5822 円、未納の主な理由は保護者の規範意識の欠如によるもの、市外への転居などである。

学校給食費は、民法第 173 条第 3 号の 2 年間の短期消滅時効の規定が適用される。過去 5 年間で確認できる消滅時効となった事例は 3 件であった。

《民法》
第173条(2年の短期消滅時効)
次に掲げる債権は、2 年間行使しないときは、消滅する。
(1)、(2) 略
(3)学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(2)文部科学省は、学校給食費について「歳入処理しなくてもよい」、「出納員でない校長が取り集め、これを管理することはさしつかえない」との昭和32年当時の文部省の行政実例判断を踏襲してきたが、本年6月の「学校現場における業務の適正化に向けて」(通知)の中で、「学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい」との考えを明らかにした。これは私会計として管理されてきた学校給食費の公会計へ転換を求めるものである。
コンプライアンス確保からも、本市においては公会計とされたい。基本的な考えと今後の取り組み策を問う。

【池澤教育長】28 年 6 月の文科省通知では、学校現場の長時間勤務や教師の多忙感を軽減することで、子どもと向き合う時間を確保し、教員一人一人が持てる能力を高め、発揮できる環境を整える。そのためには業務の適正化を推進する必要があると示している。

28 年 4 月に省内に設置された「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」がまとめた報告書によると、多忙感の一つに学校給食費などの会計業務が挙げられている。給食費の未納者が多い学校では、督促や徴収を行っている教員の負担感が高く、このような業務から解放されたことで、時間的・精神的な負担が大きく減少したと報告されている。

本市での給食費の未納者率は低い。校内業務は事務職員、学級担任等で分担化を進めている。また、教育委員会では学校と緊密に連携して、督促通知送付や児童手当支給日に合わせた納付相談を実施しているので、教員の給食費徴収業務に係る負担割合は小さいと考える。

学校ごとの徴収としている最大の利点は、未納者の中には学校現場でなければ把握できない家庭の問題、諸事情を抱えた児童・生徒がおり、未納事案によりその状況を把握する契機となり、きめ細かな対応に結びつけられることだ。

本市での未納者数は大幅に減少しているが、確信犯的な未納者に適切に対応するためには、適正な債権管理、保護者負担の公平性確保の視点も必要である。

徴収条例を定めれば、地方自治法第 224 条に規定する分担金としての位置付けが可能となり、徴収は地方税法の例により滞納処分も可能となる。また、歳入と歳出の関係を明確にするため特別会計とすることも考えられる。

本市における学校給食費の公会計化の必要性を分析し、国・県・近隣市町の動向も踏まえながら、今後とも調査・研究を進める。





(写真提供:南河内第二中)

南河内第二中学校給食調理室での作業風景

施設維持管理費・調理業務委託費は市会計(公会計)だが食材費の給食費は私会計

(再質問)公会計とすることで透明性がより高まるのでは?

【広瀬市長】 今の方式はきめ細やかな対応ができる利点がある。公会計と合わせて十分検討し考えさせていただきたい。

《地方自治法》

(分担金)

第224条　普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(督促、滞納処分等)抜粋

第231条の三　分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3　…指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。…

(金銭債権の消滅時効) 抜粋

第236条　金銭の給付を目的とする普通公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。…

(給付:普通公共団体が債務者に対して請求しうる行為のこと)

学校給食実施に関する施設、設備、運営に要する経費は義務教育学校設置者の負担とし、それ以外の経費(学校給食費)は保護者の負担と規定されている(学校給食法第11条)。下野市では「学校給食費会計処理に関する規則」を設けて私会計として処理している。

義務教育の一環として実施されているのに、なぜ学校ごとの会計処理なのか、長年不思議に思っていた。

確かに下野市では未納者率は全国平均より低い水準だ。が、給食費徴収事務は学校が担い、PTA役員による監査も実施され、教育委員会へ報告されているが、学校給食の実情が外部に公にされにくい。

近年、公会計化している自治体が増えている。その一つ、茨木市のHPではその目的に①市が直接給食費を徴収し、市が直接食材を調達することによる責任の明確化、②給食費の予算·決算が議会の審議や監査を受けることによる透明性の向上、を挙げている。

下野市もそうであって欲しい。さらに、分担金としての徴収条例を制定することで、滞納処分や消滅時効期間を伸ばすことが可能だ。「保護者の規範意識の欠如」とは残念なことばだが、公平性を確保すべきだ。

■韓国スタディツアー「女性の政治参画と韓国社会·人権を学ぶ」報告Ⅱ

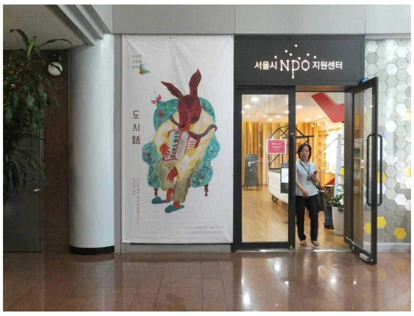
主催·企画:(公財)市川房枝記念会女性と政治センター、2016 年 7 月 25 日～ 30 日

朴槿恵(パククネ)大統領の辞任を要求する大規模な市民の抗議集会や弾劾訴追を巡る韓国国会の動きなどの報道により、日本でも韓国社会への関心が高まっているようだ。もはや昨年となったが、スタディツアーでは「韓国では市民運動が政治を変えてきた」と学び、実感してきた私には、市民が連帯して行動している様子に、「やはりね！」と頷ける。　今回は前号の続報です。

■ソウル市NPO支援センター

説明：所長チョン·ソンエ(Jeong Soen-Ae)さん

2000 年に NPO(非営利民間団体)支援法が制定された。数多くの NPO が設立され、NPO (NGO)支援センターは日本の例を参考に全国に 8 か所、中央登録団体数は 1572 、都道府県登録のうち 24 %の 3211 団体がソウル市センターに登録している。



センター入口、すぐ脇の広いスペースでは絵本画家の作品展開催中。事務所は2階

韓国のNPOへの信頼は高い：国民が一番信頼できる団体として 22.4 %が NPO 、次いで 14.3 %が政府をあげている(2014 年)。

民主化の進行により、NPO に対する認識が高まっている。政府·企業に対抗するもう一つの権力(watch dog : 番犬)としての役割だ。

1960 年からの市民運動は軍部独裁反対運動だった。1987 年は、市民運動により間接選挙だった大統領選挙が直接選挙となった記念すべき年である。民主主義は拡大した。

2000 年代の飛躍的な発展、拡大期を経て、現在は転換期、市民だけではなく政府や社会的企業と共に、政府も住民参加型で進めている。地方政府と共にガバナンス(統治)する環境が整ってきた。

NPO支援センターは中間支援組織：その役割は①教育訓練②技術提供、③資金再配分、④ネットワーク形成である。



チョン·ソンエ所長(左側)の説明を聴く

ソウル市 NPO 支援センターは 2013 年に設立され、ソウル市役所傍のビルに入居している。当センターは公設民営で、ソウル市から資金と施設の提供を受けている。

年間予算 18 億ウォン(約 1800 万円)、職員 14 人 (フルタイムの正規職員)で運営している。予算の 4 割を事業費に充て、ソウル市の公益市民活動のベースキャンプとして、①個々、NPO のパワーアップ、② NPO ではない市民の公益活動支援のために、情報提供と事例のアーカイブ化、課題ごとのネットワーキングを行っている。

市民運動は学生·労働者中心から、サラリーマンも連帯して大きく国政を動かしていた。民主化を求めて時には命をかけての権力との戦いでもあった。人口5千万人の韓国ではNPOと称する団体は非登録も含めて3～5万団体(日本NPO登録団体数50,870：日本NPOセンター)がある。公益市民活動の活発さは韓国が上回るようだ。

■ソウル市庁舎

ソウル市の人口は約1千万人、日本の東京都或いは政令指定都市のような「広域市」で、人口の1/5が集中している。ソウルオリンピック開催に向け、急速に都市基盤が整備された。その中心地にあるソウル市役所を見学した。

2012年に完成した新市庁舎は、旧市庁舎の隣に建設され地下5階、地上13階の全面ガラス張り、省エネに配慮した設計と聞いた。旧市庁舎はソウル図書館となっている。

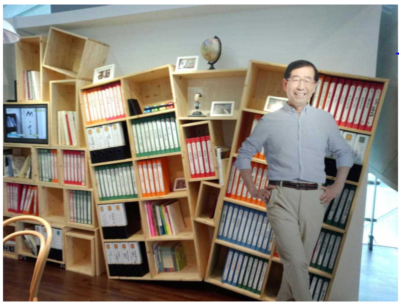


(旧市庁舎は京城府庁舎だった)

←玄関　外壁はガラス張り



入口を入ると吹き抜け内側壁はグリーンで覆われている。→

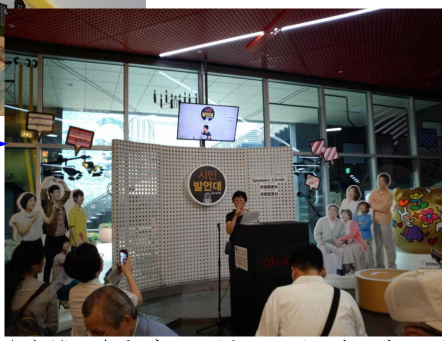


←市長室の現物模型
実際に書棚は斜めに置かれているとのこと。市長の執務机は板を渡しただけのもの。等身大の市長の写真も。

随所　見られ市民の声を聴く工夫はる。



←市民の声を伝える掲示板
軽食コーナーがあるコミュニティスペースに設置。言いたいことを付箋に書いて貼る。



民聴」市民発言台→

地下1,2階の「市民聴」は、市民自らの知恵と努力で創造し楽しむことを目的とした場。その一角に、市民なら誰でも自由にスピーチできる市民発言台がある。発表した意見は記録され、市長や担当者に届く仕組み。ホール・ギャラリー・オープンラウンジや結婚式ができるイベントホールもある。運営は(財)ソウル文化財団。市庁舎の4割は市民のためのスペースだそうだ。



■慰安婦問題「水曜デモ」　(日本大使館前)

初めて慰安婦被害者の故金学順(キム・ハクスン)さんが名乗り出た翌年の1992年1月から日本大使館前で毎週「水曜デモ」が始まった。1000回を記念して「平和の碑(少女像)」が置かれた。私たちが見学した日は1238回目。1000人近くもの人々が「少女像」を取り囲み座り込んでいた。驚いたことに、夏休み中のためか多くは中高生と見られる若者だった。



日本大使館隣の新聞社入り口まで多くの人で埋まっていた。

毎回様々な団体が交替で開催し、この日は「2015年12月の慰安婦問題日韓合意の全面廃止」をテーマに、全国公務員労働組合が主催したとのこと。スピーチや歌ったり、熱気溢れる集会だった。遠方からの参加者も多く、大型バスが何台も連なっていた。

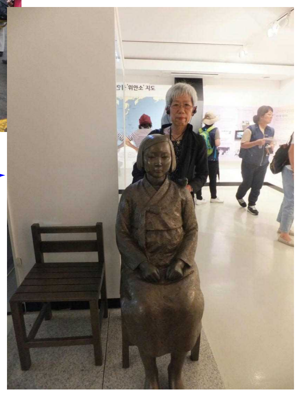
「少女像」は市民の募金により、日韓歴史の象徴として設置されたので、市民の同意なしには撤去できないと聞いた。

■戦争と女性の人権博物館　(ソウル市麻浦区)

パンフレットには「日本軍「慰安婦」被害者が経験した歴史を記憶・教育し、日本軍「慰安婦」問題を解決するために活動する空間として開設され、現在も続いている戦時性暴力問題を解決するために連帯し、戦争と女性への暴力がない世界を作るため行動する博物館」と説明されている。被害者の証言による映像記録、日本軍の文書や関連資料を展示、下記の「挺対協」が運営している。



入口に向かう石塀に訪れた人々のメッセージを掲示
←



日本大使館前と同じ「少女像」→

1964～73年、韓国はベトナム戦争に派兵した。韓国軍にレイプされたベトナム人女性たちの経験も展示。韓国は加害者でもあるのに、真相究明も、謝罪もしていないそうだ。

■(社)韓国挺身隊問題対策協議会(挺対協)

この団体は、日本軍「慰安婦」問題解決を通じて被害者の名誉と人権を回復し、戦時下での女性の暴力を防止し、正しい歴史の確立と平和の実現に寄与するため、1990年に37の女性団体により設立された。

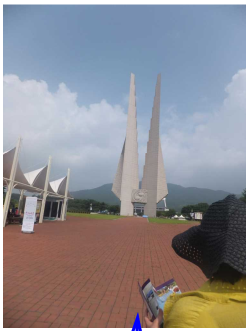
チーム長　ヤン・ノザさんの話:「慰安婦」被害者と共に水曜デモを始めた。1991年9月より被害者申告電話を設置して以来、238人が申告したが、亡くなっていく人が多い。1993年には日帝下日本軍慰安婦被害者生活安定支援法が制定され、政府は生活支援、地方自治体は追加支援を行っている。一人でも多く生存しているうちに、被害者が望んできた要求を実現させたい。シェルター運営や戦時性暴力被害女性支援基金設置など、被害者支援のため国内外で活発に活動をしている。挺対協や水曜デモについては韓国の教科書にも記載されている。

日本政府に求める水曜デモの7つの要求事項　パンフより
①戦争犯罪認定②真相究明③公式謝罪④法的賠償⑤責任者の処罰⑥歴史教科書への記録⑦追悼碑と史料館建設

■独立記念館　（忠清南道天安市）

チヨナン

ソウルからバスで1時間半、天安市の独立記念館は面積3.96Km² 、建物も大きく壮大な施設だった。「苦難の歴史を忘れず民族の大切さを考えさせるために、全国民が自発的に募金活動を行い、関連資料を無償で寄贈し、1987年8月15日に建立」（パンフレット）された抗日闘争の歴史館である。



キョレの塔　高さ51m
（キョレ:民族、同胞の意味）

1905年に日本の保護国に置かれて以来、1910年の韓国併合を経て、1945年の日本敗戦により解放されるまで、多くの韓国人が日本の支配に抵抗し、自由と独立に向けた抗日闘争を繰り広げた。その歴史を記録した記念館である。



不屈の韓国人像
巨大な「キョレの家」
の中に鎮座

先史時代から19世紀までの韓国5千年の歴史、文化の紹介に始まり、「韓民族の試練」、「国を守る」、「三･一運動」、「国を取り戻すための戦い」、「新しい国づくり」と館ごとのテーマに沿って文書資料、人形や模型での再現、遺品などが展示されている。

日本は何と惨いことをしてきたのだろう。日本に同化させ、国家や民族の尊厳を踏みにじったのだ。残虐行為もあった。

全国各地から老若男女が訪れて、歴史を学んでいる。小学生や若い兵士グループ、家族連れにも出会った。日本への憎悪感だけを抱かせるのではないかと危惧されたが、通訳者によると「歴史を正しく知り、こうした過ちは繰り返さず、新しい未来をつくっていくのだ」と説明していたという。「歴史に学ぶ」が実践されていた。

日本の文化は遠い昔、渡来人によって中国や朝鮮半島から伝えられた技術や文化が礎となって発展したのだろうに。植民地として支配し、併合して強制的に日本人に同化させて、敗戦と同時に外国人として放り出した日本。胸が痛む。近現代史をきちんと学んでこなかった自らを恥じた。

■5.18民主化運動記録館　（光州広域市）

第2次世界大戦後、朝鮮は独立したが1948年には南北に分断され、韓国では自由と民主化を求める市民運動が、学生を中心に拡大しながら続いていたことを知った。



光州事件を報じる日本の新聞

キム･ヨンチュル
金容哲さんの話：

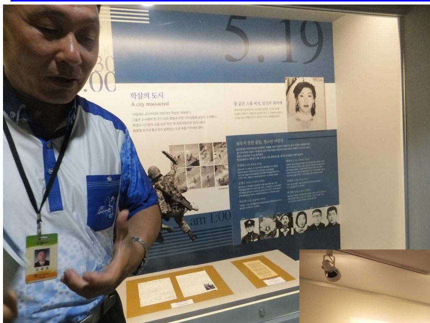
1980年5月、光州市でも大規模な民主化デモが行われた。戒厳軍は17日深夜に各大学を占領し、18日の無防備の学生への攻撃に始まり、27日に完全鎮圧するまで、韓国軍は武力で市民を弾圧した。光州市民は一体となって共同体を形成し、戒厳軍に抵抗したことが、民主主義への市民の思いを一層強くしたようだ。

真相究明を求めた市民の戦いは、その後も続いた。これは世界史に類を見ない超理性的で超道徳的な闘争である。

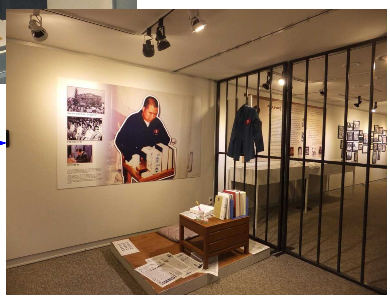
2011年、これらの記録「5.18民主化運動（光州事件）」が、ユネスコの世界記録遺産に登録された。この記念館はそれらの資料を展示している。

～1980年5月　光州事件の経緯～

14～16日　市民･学生たちによる民主化デモ
（16日は5万人規模）
17　深夜、戒厳軍が各大学を占領
18　崔圭夏大統領が「全国非常戒厳令」宣布、
金大中ら政治家26人連行
戒厳軍が全南大学前で無防備な学生600人を鎮圧
市内各所で残酷なデモ鎮圧、周囲の一般人も攻撃
19　兵力増強、残忍な殺戮戦
デモの中心勢力が学生から市民に、守勢から攻勢へ
20　戒厳軍、更に増派兵　（空輸部隊総数3400人に）
数万人のデモ隊に催涙弾発射、軍の一斉発砲
21　軍の集団発砲、市民は市民軍を形成し応戦
（死者54人、500人以上が銃傷）
戒厳軍総退却
22　5.18市民収拾対策委員会･学生収拾委員会設置
アメリカは「群衆鎮圧のために在韓国連軍･韓米連合司令官の指揮下にある韓国軍を使いたい」という韓国政府の要請に同意
23　戒厳軍 光州市への道路封鎖
27　戒厳軍が掃討作戦実施、鎮圧
6月9日　国会国防委で国防部長官が「光州事態の全貌」発表
（死者191、負傷者852、連行拘束者2,522）
（参考:光州広域市5.18紀年文化センター「5.18民主化運動」）



日本語ガイドボランティアの金容哲さん
軍に殺された市民を紹介･展示している



金大中氏が拘置されていた部屋の再現

光州市は金大中氏の地盤なので狙われたそうだ。

「忘れられる歴史は繰り返される。繰り返してはならない歴史をしっかり知って欲しい」と金容哲さんは強調した。一般市民が自国の軍隊から攻撃され、市民も応戦したとは！ 韓国の人々は血を流しながら、命をかけて、自らの手で民主主義を獲得してきたことを思い知らされた。

2016年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,508,125 円	①
所得税還付金	994,091 円	②
印刷機使用料	2,457 円	③

①月額 35 万円、期末手当 3.25 ヶ月分(＋役職加算 15 %)
② H27 年分
③実費分(どなたでも利用可)



※下野市議会では政務活動費の支給はありません。

【支出】 主なもの　（単位：円）

所得税 1,201,077 円／住民税 296,200 ／国民健康保険税 344,602 ④／介護保険料 106,100 ⑤／固定資産税 60,000 ⑥／議員親睦会 36,000 ⑦/病気・傷害保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑧／自動車維持費 360,490 ⑨／印刷機・パソコン維持費 218,199 ⑩ ／報告書作業工賃 40,933 ＋？⑪／図書・新聞・機関誌 311,150 ⑫／事務用品 9,070 ／通信費 314,531 ⑬／講座参加費 343,020 ⑭／旅費・宿泊費 206,170 ／団体会費 87,300 ／慶弔費 37,114 ／医療費 43,260

【備考】 ④医療分 264,982 、後期高齢者支援分 79,620 、⑤ H28 年度分、⑥共同名義の自宅分 1/2 負担、⑦お茶代・慶弔費として毎月 3,000 円報酬から差し引き、⑧生活費・事務所費として 7 万円/月、⑨自動車税・タイヤ買替え・ガソリン代・任意保険、⑩インク・マスター・用紙・パソコンソフト更新、⑪議会報告書製本・発送等作業工賃 ⑫新聞・月刊誌・団体機関誌・単行本、⑬議会報告書送料・スマホ通信費、⑭全国自治体議員行財政自主研究会(東京)、自治体学会(大分県日田市)、市川房枝記念会韓国スタディツアー・政治参画フォーラム・連続講座「日本社会を考える」(東京)等に参加
その他被服費・懇親会費に支出、記帳漏れや使途不明金もある。

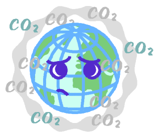


《村尾太陽光発電所通信》 ～ 2004 年 7 月から 5.1 kWh の発電システムが稼働～

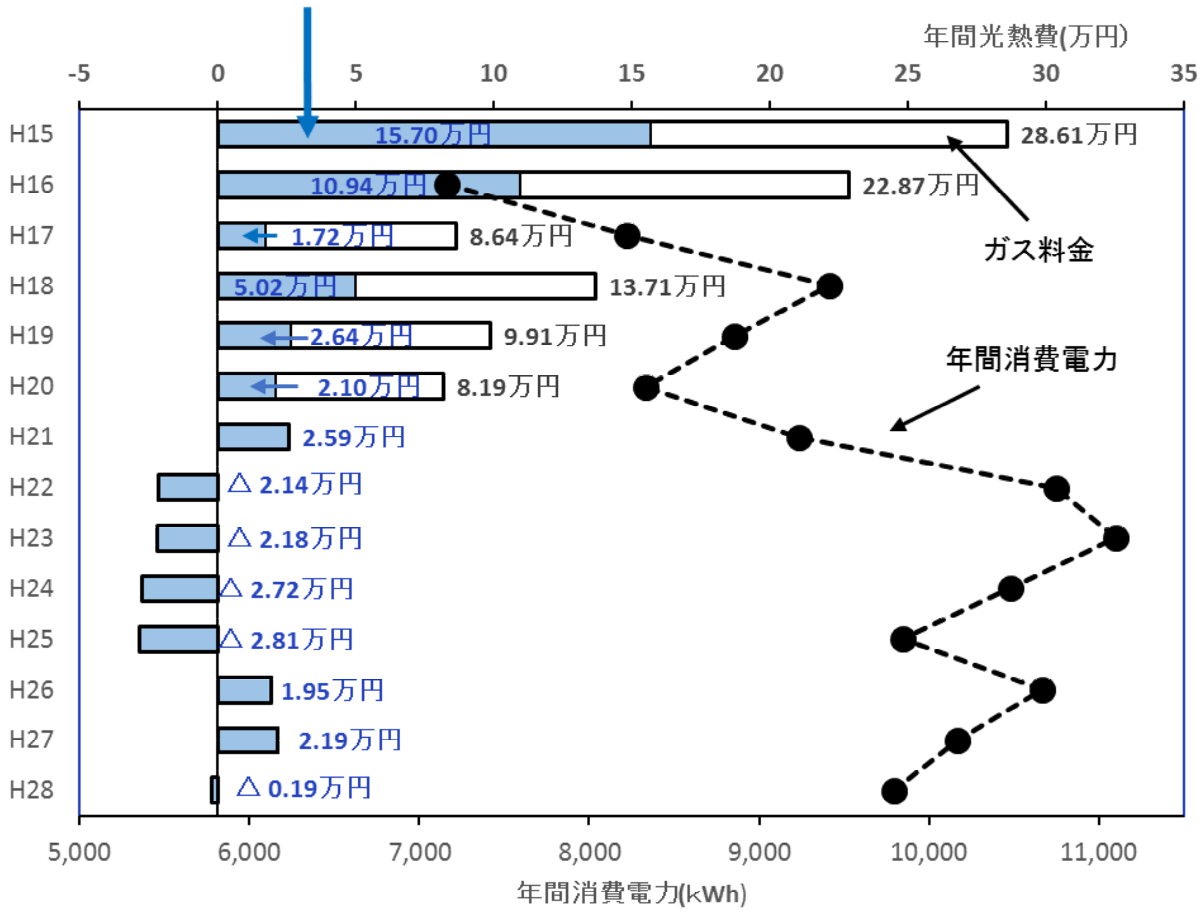
H20 年 8 月からオール電化、光熱費の収支は H22 年から黒字になった。しかし H26 、27 年は赤字、28 年は辛うじて黒字。前年より発電量は 80ｋWh 減少、売電量も 7ｋWh の減。天候に大きく左右される。年間電力消費量は 375ｋWh 減少し、自給率は 57.1 ％、前年より 1.3 ％上がった。電灯を点けたまま寝入ることがなければ、もっと省エネできるはず、反省。

電力自給率(％) ＝ 年間発電量／年間消費電力 × 100

設置以来***2016年12月31日までのCO₂削減量：13,146Kg-CO₂***



【年間消費電力と光熱費】





◆我が家のエネルギー源は、卓上ガスコンロ以外は電気のみ。これで良いのか、不安も感じる。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【10月】

1　地域の図書館を考えるための連続講座「指定管理者制度を再考する―小郡市の事例からの論点整理」永利和則氏（宇都宮市）

2　しもつけマルシェ・ブランドフェア

5　総務常任委員会議会報告会打合せ

7　**ふれあい福祉運動会開会式**（南河内球場）・送迎ボランティア（お茶の間健康クラブ）

8　歴史文化基本構想策定記念シンポジウム

9　**スポーツフェスティバル開会式**（南河内公民館）

11　**議会だより編集委員会／かんぴょうサミット報告会**

14　**総務常任委員会**

15　教育相談研修会（宇都宮市）／「不思議なクニの憲法」上映実行委員会

16　生涯学習情報センター祭（下野つばさの会）

22　市長のいきいきタウントーク（薬師寺コミ・セン）／男女共同参画地域推進員報告会・交流会（宇都宮市）

23　産業祭

24　**議会運営委員会／議員全員協議会**

25　**議会だより編集委員会／高藤選手市民報告会**

28　市川房枝記念会政治参画フォーラム「格差社会と民主主義」湯浅　誠氏（東京）

29　**市議会主催議会報告会＆意見交換会**

30　全国自治体議員行財政自主研究会「図書館」常世田良氏（東京）

31　**議会だより編集委員会行政視察受入れ打合せ**／やよい会例会

【11月】

1　「不思議なクニの憲法」上映会案内印刷

3　グリムの館オペラ「ヘンゼルとグレーテル」鑑賞

4　**議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

5　市民農園まつり

6　**消防団通常点検**／村尾議会報告＆意見交換会／九条の会例会

7～8　**議会運営委員会行政視察「タブレット端末導入について」**（青森県八戸市）、**「議会改革の取組みについて」**（十和田市）

9　**須賀川市議会議会広報常任委員会行政視察受入れ**／議長へ「長期間欠席時の議員報酬の特例に関する制度の検討を求める要望書」提出

11　「不思議なクニの憲法」上映実行委員会

12　地域の図書館を考えるための連続講座「公立図書館の目指すもの―直営だからできる！市民と地域を元気にする図書館―」早川光彦氏（宇都宮市）

13　村上達也さんのお話しを聞く会「この国に原発をもつ資格はない！」村上達也氏（益子町）

17～18　**総務常任委員会行政視察「環境基本計画における協働の取り組みについて」**（奥州市）、**「地域コミュニティを活用したまちづくりについて」**（花巻市）

19　市川房枝記念会連続講座日本社会を考える「戦争責任」村松高夫氏（東京）

20　さよなら原発 2016 栃木アクション（宇都宮市）

22　**議員全員協議会／議会だより編集委員会／杉山吉伸画伯絵画寄贈除幕式**

23　薬師寺歴史館 15 周年記念シンポジウム「文献資料からみた下野薬師寺」永村　眞氏

24　**議会だより編集委員会**／家庭講演会「ミンダナオ子ども図書館を通して日本と世界を考える」松居友氏（宇賀神氏宅）

【12月】

11/30～12/14　**市議会第4回定例会**

11/30、1、5、14 日　**本会議**

30 日　**議会運営委員会**

1 日　**村尾一般質問**

5 日　**議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

6 日　**総務常任委員会**

7、8 日　経済建設常任委員会傍聴

8 日　教育福祉常任委員会傍聴

12 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**

14 日　**議会だより編集委員会**

3　**ふくしフェスタ開会式**・運営協力（お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ）

3、4　映画「不思議なクニの憲法」上映会

10　**男女共同参画都市宣言記念式典・人権教育講演会「自分らしく～前向きに生きたいあなたへ」家田荘子氏**／国際交流協会クリスマス会

11　**南河内地区一周駅伝大会開会式**／九条の会・栃木総会記念講演「日本国憲法の立憲主義と強権政治の振興について思う」杉原泰雄氏（宇都宮市）

12　やよい会学習会「思川開発事業」益子友幸氏

15　市川房枝記念会女性展望カフェ・映画「日本と原発 4 年後」鑑賞・河合弘之弁護士のトーク（東京）

17　市民農園利用者の会「腐葉土づくり」

18　下野市の水道水を考える市民ネットワーク設立会

19　お茶の間健康クラブ年末お楽しみ会

20　**議会主催「普通救命講習会」**



12/16～23 議会だより第 43 号原稿執筆

12/24～1/15 村尾市議会報告 No45 編集・印刷作業

■***あれこれ***　■秋は行政視察のシーズン、先進的取組をしている自治体議会を訪問した。多くを学んだが、それをいかに我が議会に活かしていくのかが課題です。「議会だより」が殆ど事務局の手で作成されている例を知って驚き！議会や議員の仕事は何か、事務局任せはラクだけど、それで良いの？　■広報紙専門家による議会報「しもつけ議会だより」の診断受診。「概ね合格」の評価、委員としてホッと。

《下野市議会主催》

「意見交換会」　～テーマは自由です～

とき：2月18日（日）午前10時～

会場：下記の3会場で同時開催



①スポーツ交流館

②薬師寺コミュニティセンター

③国分寺中央コミュニティセンター

★ご都合のよい会場へどうぞ。申込み不要です。